

2007  
年度

# 児童館・学童保育

(放課後児童クラブ)

## 実態調査報告





# 児童館・学童保育

(放課後児童クラブ)

## 実態調査報告

### 目次

■ 調査の概要と目的	2
■ 学童保育と児童館で働く職員の雇用実態	4
I. 学童保育で働く職員の雇用実態	4
1 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について	
2 時給制で働く職員について	
II. 児童館で働く職員の雇用実態	10
1 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について	
2 日給制で働く職員について	
3 時給制で働く職員について	
4 その他、間接雇用、ミニ児童館の雇用実態について	
■ 2007年度 児童館・学童保育実態調査結果	19
1 児童館実態調査結果	
2 学童保育実態調査結果	
■ 全国・都道府県別集計	29
■ アンケート回答用紙	55



# 調査の概要と目的



自治労では、国や単組の制度要求改善のために「児童館・学童保育実態調査」を2001年・2004年と定期的に行い、これまでのさまざまな運動推進のために活用してきました。

今回は、これに引続き「児童館・学童保育実態調査」を2008年1月～2月にかけて、自治労に加盟する全市区町村職単組を対象に、市区町村ごとに回答してもらうかたちで実施しました。

調査回答は、45県本部から、736の市区町村で回収ができました。記入者は、回答単組の執行委員クラスが中心です。

今回の調査目標と分析内容は、以下の3点を中心に行いました。



## 第一は、学童保育（国の事業名「放課後児童クラブ」）で働く職員の雇用実態の調査です。

主に小学校の低学年の留守家庭児童を中心とした「学童保育」は、長い間国は取り組みをしませんでした。戦後の高度成長の中で、都市化する一部の都道府県や市区町村が、「学童保育」「児童クラブ」「〇〇教室」などの名称で独自施策が行われてきました。また、施策のない地域では、必要に迫られた保護者たちが自主運営する学童保育も数多く作られました。

その後、国は1994年エンゼルプランによって、厚生省の緊急保育対策等5カ年事業の中で「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）4,500カ所」の補助制度を新設し、小学校1～3年生の留守家庭児童を中心に居場所の整備を始めました。これを契機に1998年には児童福祉法の改正を行う中で、事業として法整備しました。そして、2006年5月（厚生労働省調査）には15,857カ所の実施数となり、2007年度から始まった「放課後子どもプラン」では、20,000カ所（2007年度16,685カ所実施：厚生労働省調査）の整備目標が掲げられるなど、急速に拡大しています。

しかし、学童保育は、法的に放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）として位置づけられたため、保育所施設と大きく違い施設基準や職員配置など明確な基準がありません。放課後という概念で進められている国の施策では、家庭に代わる子どもたちの安心安全な居場所づくりとしての基盤がおろそかになっています。

また、国の事業運営費補助の算出根拠が、非常勤職員の賃金単価をベースにしていることが職員の劣悪な労働条件を作り出しています。

学童保育は、放課後児童クラブという概念から、学校休業日など長時間保

育も含めた継続的・安定性を必要とする保育現場だという認識が必要です。

このような中で、今回は、職員の雇用など働く実態がどのような状況か、調査結果をさらに時給・月給などに細分化しながら分析に努め雇用改善につなげられればと思います。

**第二は、** 児童館の実態調査です。  
児童館は、高度成長化のなか、1963年に「都市化や核家族化が進み、子どもの安全な居場所（遊び場）の減少や非行化が懸念される」として児童厚生施設（児童福祉法第40条）として整備されてきました。

しかし、児童館を設置する場合は、土地の確保と最低基準以上の建物を建設しなければなりません。また、事業目的が「児童の健全な遊び」という漠然とした概念で、対象も不特定多数の子どもと保護者です。保育所施設のように「親の就労」など利用要件がはっきりしていません。また、行事などの実費負担はあっても、保育料のように利用者負担の割合を多くすることができないのが実態です。

厚生労働省の調査によると、児童館は2006年3月31日現在で4,749カ所に留まっています。また、職員の人件費や事業運営費についても、現在は一般財源化、または民間児童館への補助になっています。

さらに児童館については、整備の伸び悩みだけではなく、規制緩和が進む中、指定管理者制度の導入や統廃合、廃止などの厳しい状況に追い込まれていることが予想されます。このような中で、職員の雇用状況についても厳しくなっていることが予想され、雇用実態について正規・非正規などに細分化し分析を行っていきます。

**第三は、** 自治労・連合内で児童館・学童保育職場の組織の強化・拡大です。

全体的な調査結果を元に、労働組合として取組むべき課題を浮き彫りにさせながら、子どもの権利を保障する立場で運動領域の拡大、政策分析能力、対外交渉力の強化など、児童館・学童保育の充実を図る運動をするための基礎資料づくりを目的としています。

# 学童保育と児童館で働く職員の雇用実態

## I. 学童保育で働く職員の雇用実態

回答736単組中、学童保育「あり」と答えた単組は624でした。運営形態は、複数回答のある単組がありますが、公設公営が380単組、公設民営が285単組、民設民営が153単組となっています。

この中で、学童保育で働く職員の内、運営形態に関わらず「正規職員」の雇用形態をとっているのは、月給制91単組、日給制6単組、時給制22単組でした。

また、非正規職員の雇用形態は、直接雇用と間接雇用に分けて調査したところ、直接雇用の月給制97単組、日給制40単組、時給制217単組でした。非正規職員間接雇用は、月給制15単組、日給制4単組、時給制54単組という回答数になっています。

[運営形態]		[正規職員の雇用形態]		[非正規職員の直接雇用]		[非正規職員の間接雇用]	
公設公営	380	月給制	91	月給制	97	月給制	15
公設民営	285	日給制	6	日給制	40	日給制	4
民設民営	153	時給制	22	時給制	217	時給制	54
合計	818	合計	119	合計	354	合計	73

今回は、これをさらに「一般行政職給与表以外の月給制で働く職員」と「時給制で働く職員」について細かく分析を行いました。

### 1 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について

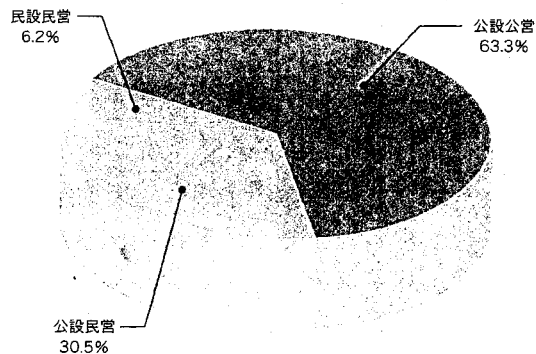
回答736単組中、学童保育「あり」と答えた単組は624でした。一般行政職給与表と賃金未記入の単組を除き、月給制をとっている単組128を抽出して分析を行いました。

#### ①月給制をとっている128単組の学童保育の運営形態

128単組中、公設公営と回答した単組は81 (63.3%)、公設民営は39 (30.5%) でした。

[運営形態による比較]

■ 公設公営	81
▨ 公設民営	39
□ 民設民営	8
合計	128



### ②月給制をとっている128単組の学童保育の運営形態による雇用比較

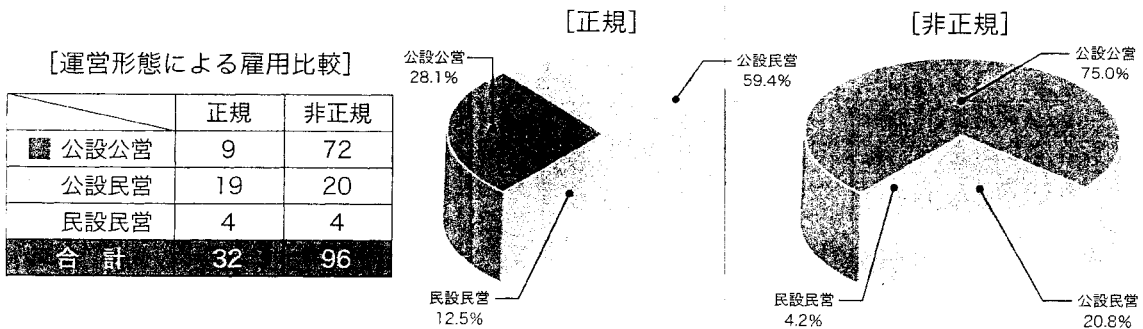
\*運営形態は複数回答です。

◎公設公営の運営形態をとっている単組は380ありました。この中で、正規職員で月給制をとっている単組は91です。その内、一般行政職給与表または若干の未記入を除いて9単組がどちらにも当てはまらない賃金になっています。これは、再任制度などの影響も考えられます。

日給制をとっている非正規職員は、公設公営が72単組と7割を超えていました。

◎公設民営の運営形態をとっている単組は285ありました。この中で、正規雇用月給制は19単組しかありませんでした。また、非正規雇用月給制もわずか20単組です。

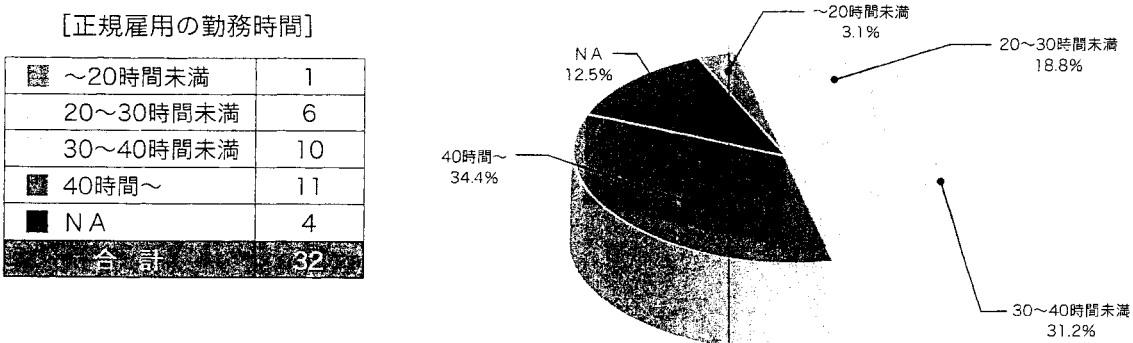
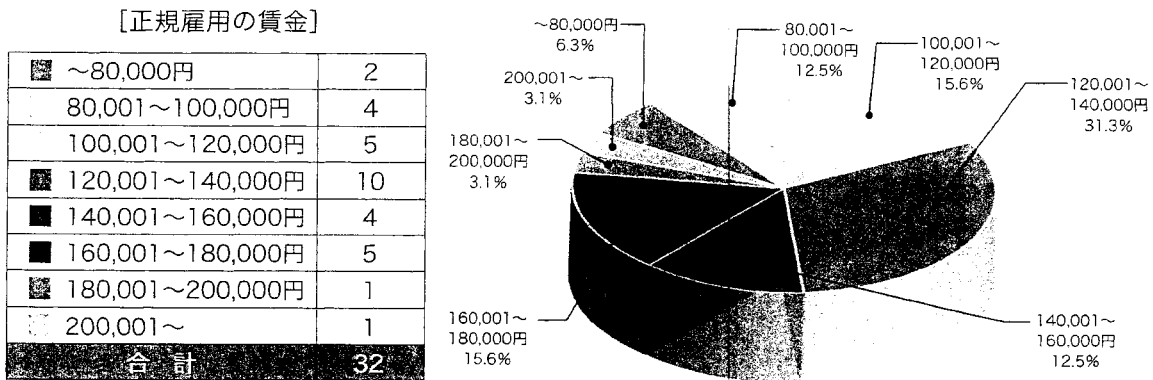
◎民設民営の運営形態をとっている単組は、153ありました。全体的に時給制が多く見られましたが、NAが多く今回はデータ不足でした。



### ③月給制正規雇用をとっている32単組の学童保育の賃金表と週労働時間

正規雇用（一般行政職給与表以外）で月給制をとっている単組32の賃金を見比べると、120,000円～140,000円が10件と多く、200,000円以上の単組は1件でした。

また、勤務時間については30時間以上と答えた単組が21と6割を超えて高くなっています。

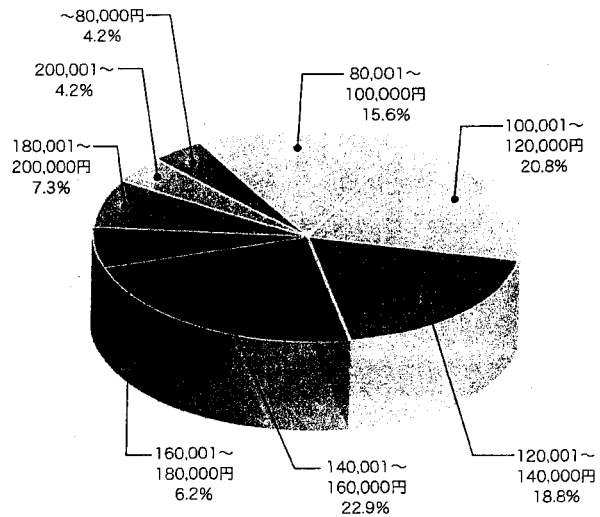


#### ④月給制非正規雇用をとっている96単組の学童保育の賃金表と週労働時間

非正規雇用で月給制を取っている単組96の賃金表は、正規雇用（一般行政職給与表以外）月給制の単組32の賃金表と割合で図ると大きな違いは見当たりませんでした。また、勤務時間についても30時間以上と答えた単組が62と6割を超え、正規の勤務時間と割合がほぼ同じです。

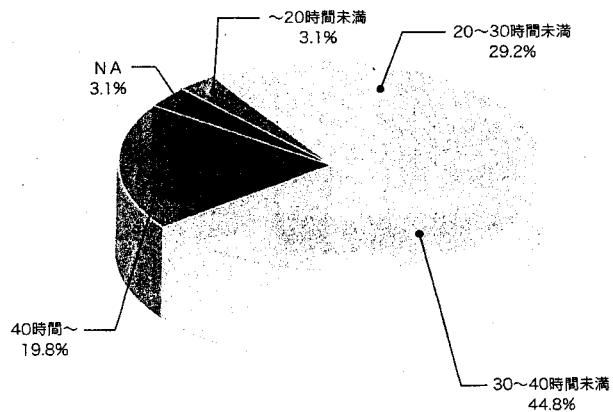
[非正規雇用の賃金]

■ ~80,000円	4
■ 80,001~100,000円	15
■ 100,001~120,000円	20
■ 120,001~140,000円	18
■ 140,001~160,000円	22
■ 160,001~180,000円	6
■ 180,001~200,000円	7
■ 200,001~	4
合計	96



[非正規雇用の勤務時間]

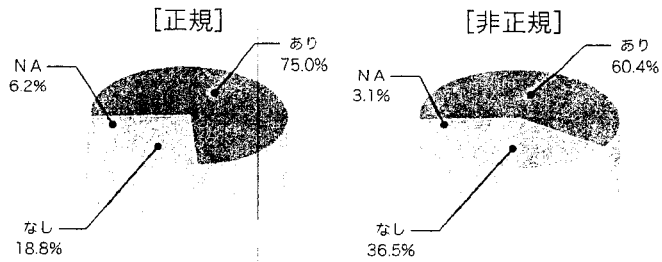
■ ~20時間未満	3
■ 20~30時間未満	28
■ 30~40時間未満	43
■ 40時間~	19
■ NA	3
合計	96



⑤月給制をとっている128単組の学童保育の資格要件の有無

[資格要件の有無]

	正規	非正規
あり	24	58
なし	6	35
NA	2	3
合計	32	96

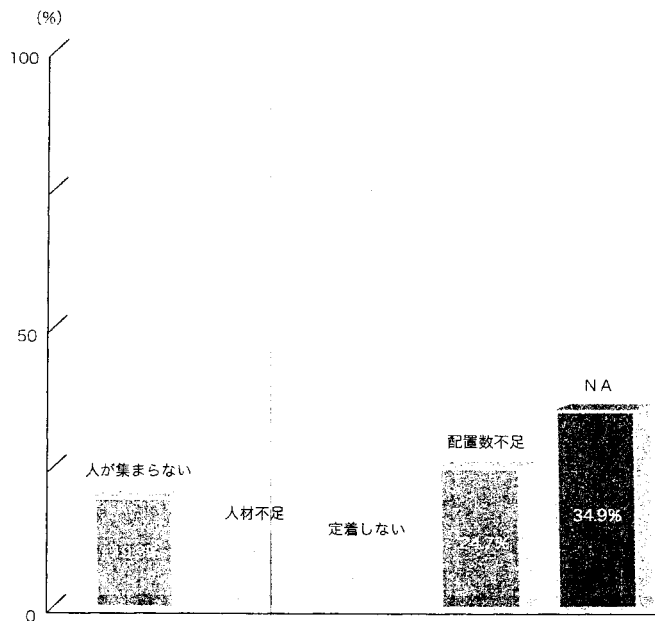


⑥月給制をとっている128単組の学童保育の職員配置・採用などの問題点

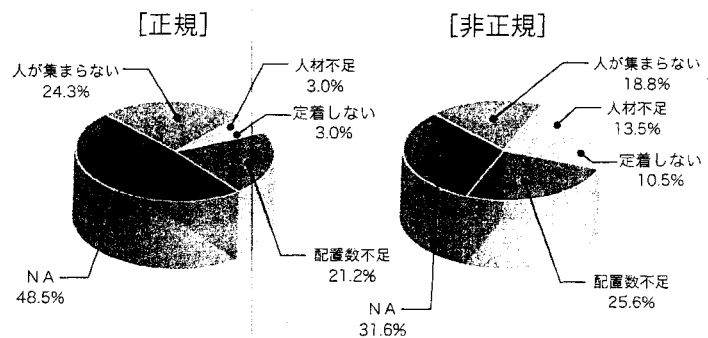
問題点については、配置数不足と回答した単組が正規（一般行政職給与表除く）・非正規のどちらも2割を超えています。

[問題点] (複数回答)

人が集まらない	32
人材不足	20
定着しない	15
配置数不足	41
NA	58
合計	166



	正規	非正規
人が集まらない	8	25
人材不足	1	18
定着しない	1	14
配置数不足	7	34
NA	16	42
合計	33	133





## 2 時給制で働く職員について

回答736単組中、学童保育ありと答えた単組は624でした。その中で、時給制を採用していると回答した単組254（賃金未記入を除く）を抽出し分析を行いました。

ただし、①、②については賃金について複数回答をした単組が28あるため基礎数を282としています。

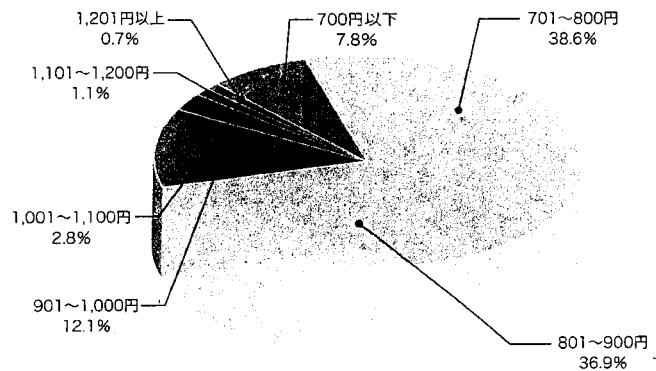
### ①時給制の時間単価の分布について（基礎数282）

時給制と回答のあった単組282の内、時間給900円以下は全体の8割を超えています。逆に1,000円を超えている割合は5.6%と1割に達しませんでした。

[時間給全国集計]

■ 700円以下	22
■ 701～800円	109
■ 801～900円	104
■ 901～1,000円	34
■ 1,001～1,100円	8
■ 1,101～1,200円	3
■ 1,201円以上	2
合計	282

[時間給の内訳]

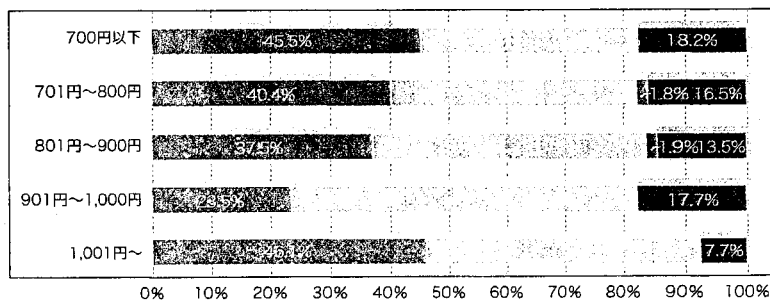


### ②時給制の賃金ごとの週労働時間の比較（基礎数282）

時給制で働く職員の週労働時間を比べると、20時間以下が107ともっとも多く、21～30時間を合わせると7割近くになります。また、41時間以上と答えた単組も4ありました。

[時給制と労働時間の比較]

	20時間以下	21～30時間	31～40時間	41時間以上	無回答
■ 700円以下	10	7	1	0	4
■ 701円～800円	44	28	17	2	18
■ 801円～900円	39	30	19	2	14
■ 901円～1,000円	8	15	5	0	6
■ 1,001円～	6	5	1	0	1
合計	107	85	43	4	43



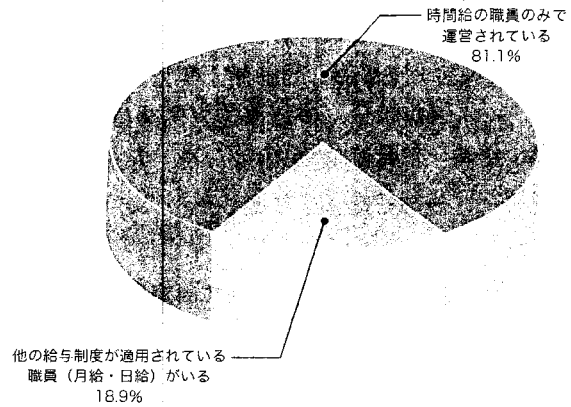
### ③時給制で働く職員の職責について

時給制を採用していると回答した単組254の内、時給制で働いている職員だけで運営されている単組は全体の8割を超えました。

[時給制で働く以外職員の有無]

時給制の職員のみで運営されている	206
時給制以外の職員がいる	48
<b>合計</b>	<b>254</b>

[上位職の有無の内訳]

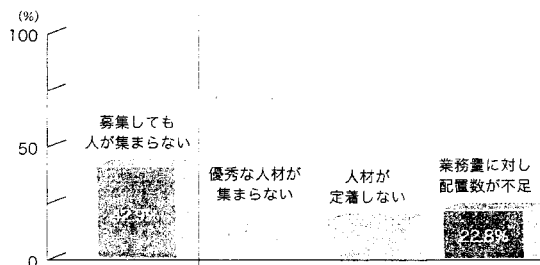


### ④時給制で働く職員の職員配置・採用などの問題点

時給制を採用していると回答した単組254の内「募集しても人が集まらない」と回答した単組は109で全体の4割を超えています。特に、時間給700円以下の単組22のうち19と高い数値になっています。

[雇用に関する職場での問題点]

募集しても人が集まらない	109
優秀な人材が集まらない	49
人材が定着しない	45
業務量に対し配置数が不足	58
<b>基礎数</b>	<b>254</b>



	~700円	701~800円	801~900円	901~1,000円	1,001円~
募集しても人が集まらない	19	32	31	18	9
優秀な人材が集まらない	5	21	13	5	5
人材が定着しない	5	13	19	5	3
業務量に対し配置数が不足	7	20	15	12	4
<b>基礎数</b>	<b>22</b>	<b>109</b>	<b>104</b>	<b>34</b>	<b>13</b>

## Ⅱ. 児童館で働く職員の雇用実態

回答736単組中、児童館「あり」と答えた単組は443でした。運営形態については、複数回答の単組がありますが、公設公営が300単組、公設民営が123単組、民設民営が26単組となっています。

この中で、児童館で働く職員の内、運営形態に関わらず「正規雇用」、「非正規直接雇用」・「非正規間接雇用」に分けて分析を行いました。正規職員については、116単組の回答がありました。その内訳は、月給制112単組、日給制1単組、時給制3単組でした。

また、非正規職員は、直接雇用と間接雇用に分けて調査したところ、直接雇用の月給制129単組、日給制65単組、時給制59単組でした。非正規職員間接雇用は、月給制15単組、日給制6単組、時給制12単組という回答数になりました。

[運営形態]		[正規職員]		[非正規職員・直接雇用]		[非正規職員・間接雇用]	
公設公営	300	月給制	112	月給制	129	月給制	15
公設民営	123	日給制	1	日給制	65	日給制	6
民設民営	26	時給制	3	時給制	59	時給制	12
合計	449	合計	116	合計	253	合計	33

今回は、さらに運営形態ごとに「一般行政職給与表以外の月給制で働く直接雇用職員」と「日給制で働く直接雇用職員」「時給制で働く直接雇用職員」について、細かく分析を行いました。

また、NAが多くデータが少ない間接雇用、ミニ児童館について参考資料として、出来る限り数値でまとめました。

### 1 一般行政職給与表以外の月給制で働く職員について

▶ 回答735単組中、児童館ありと答えた単組は442でした。その中で、一般行政職給与表と賃金未記入の単組を除き、直接雇用の中で月給制を採用している単組144を抽出して分析を行いました。この内公設公営非正規は123単組、公設民営正規は14単組、公設民営非正規は7単組で雇用の実態がありました。民設民営についてはデータ不足のため、いずれも抽出できませんでした。

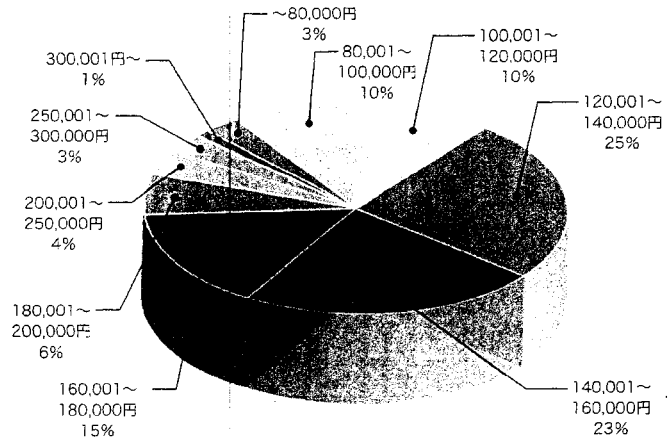
#### ① 月給制をとっている公設公営非正規123単組の児童館の賃金表と週労働時間

公設公営非正規123単組の賃金表を比べると、120,001～140,000円が31単組と一番多く、次は140,001～160,000円の28単組でした。この2つを合わせると、全体の5割近くになります。中には、非正規雇用でも300,001円を超える単組が2ありました。

また、勤務時間は30時間以上が8割を超えています。

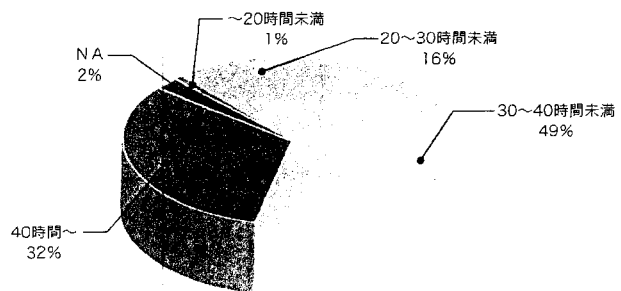
[公設公営非正規・月給制]

■ ~80,000円	4
■ 80,001~100,000円	12
■ 100,001~120,000円	12
■ 120,001~140,000円	31
■ 140,001~160,000円	28
■ 160,001~180,000円	18
■ 180,001~200,000円	7
■ 200,001~250,000円	5
■ 250,001~300,000円	4
■ 300,001円~	2
<b>合計</b>	<b>123</b>



[公設公営非正規・週労働時間]

■ ~20時間未満	1
■ 20~30時間未満	20
■ 30~40時間未満	60
■ 40時間~	40
■ NA	2
<b>合計</b>	<b>123</b>

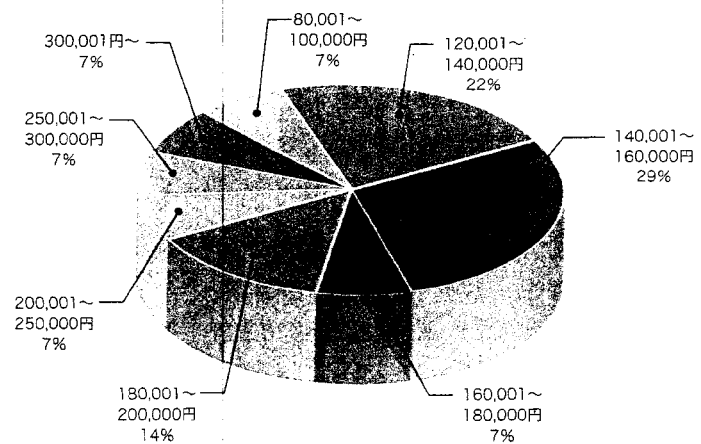


## ②月給制をとっている公設民営正規14単組の児童館の賃金表と週労働時間

回答数が少ないので、正確な数値にはなりません。雇用実態にかなりバラつきが見られます。

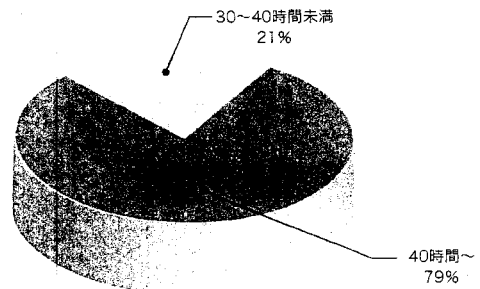
[公設民営正規・月給制]

■ ~80,000円	0
■ 80,001~100,000円	1
■ 100,001~120,000円	0
■ 120,001~140,000円	3
■ 140,001~160,000円	4
■ 160,001~180,000円	1
■ 180,001~200,000円	2
■ 200,001~250,000円	1
■ 250,001~300,000円	1
■ 300,001円~	1
<b>合計</b>	<b>14</b>



[公設民営正規・週労働時間]

■ ~20時間未満	0
■ 20~30時間未満	0
■ 30~40時間未満	3
■ 40時間~	11
■ NA	0
<b>合計</b>	<b>14</b>

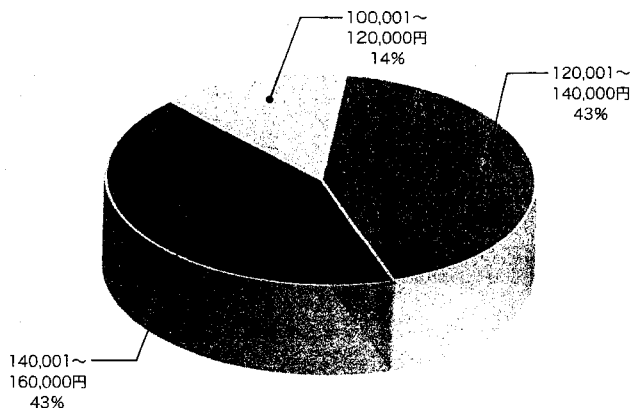


### ③月給制をとっている公設民営非正規7単組の児童館の賃金表と週労働時間

回答数が少ないので、正確な数値になりませんが、160,001円以上の雇用はありませんでした。

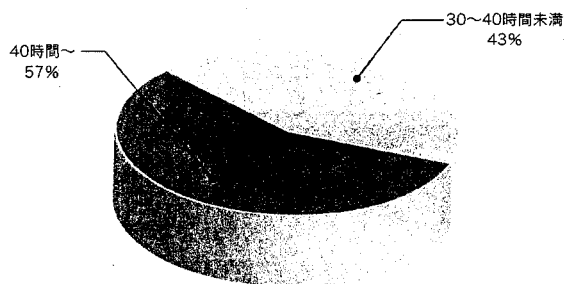
【公設民営非正規・月給制】

■ ~80,000円	0
■ 80,001~100,000円	0
■ 100,001~120,000円	1
■ 120,001~140,000円	3
■ 140,001~160,000円	3
■ 160,001~180,000円	0
■ 180,001~200,000円	0
■ 200,001~250,000円	0
■ 250,001~300,000円	0
■ 300,001円~	0
合計	7



【公設民営非正規・週労働時間】

■ ~20時間未満	0
■ 20~30時間未満	0
■ 30~40時間未満	3
■ 40時間~	4
■ NA	0
合計	7



## 2 日給制で働く職員について

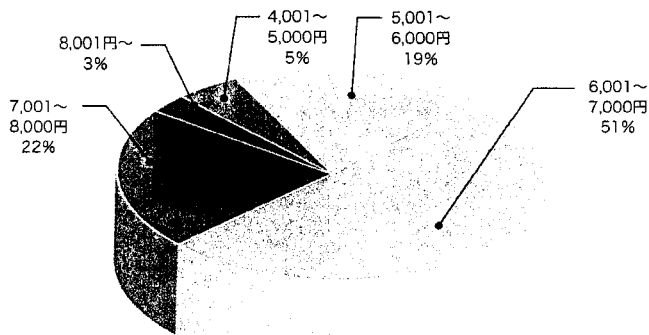
▶回答736単組中、児童館「あり」と答えた単組は443でした。この中で、直接雇用の日給制をとっていると回答した単組46を抽出しました。その内公設公営37単組、公設民営9単組です。

### ①日給制をとっている公設公営37単組の児童館の賃金表と週労働時間

児童館「あり」と答えた単組442の中で、公設公営の児童館がある単組は300です。その内日給制をとっている単組が37あります。この内6,001~7,000円が5割を超えていました。

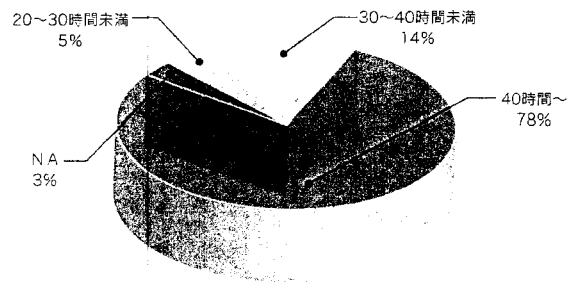
【公設公営・日給制】

■ 4,001~5,000円	2
■ 5,001~6,000円	7
■ 6,001~7,000円	19
■ 7,001~8,000円	8
■ 8,001円~	1
合計	37



[公設公営日給制・週労働時間]

■ ~20時間未満	0
□ 20~30時間未満	2
□ 30~40時間未満	5
■ 40時間~	29
■ NA	1
合計	37

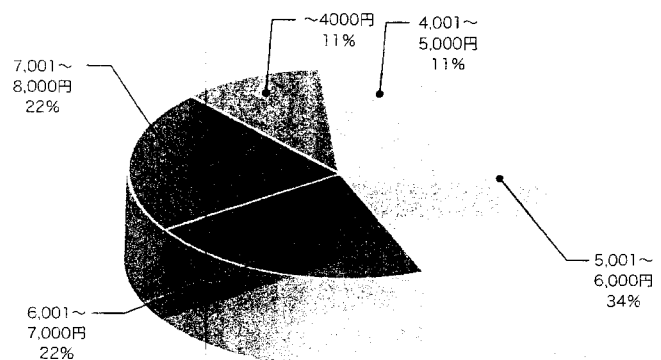


②日給制をとっている公設民営9単組の児童館の賃金表と週労働時間

回答数が少ないので賃金にバラツキが見られます。

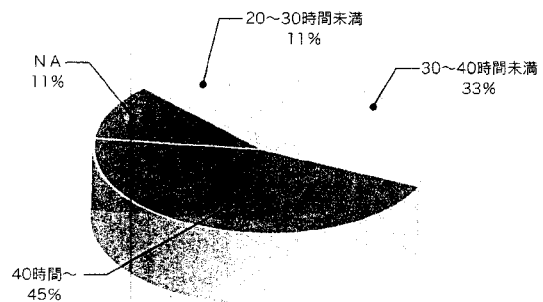
[公設民営・日給制]

■ ~4,000円	1
□ 4,001~5,000円	1
□ 5,001~6,000円	3
■ 6,001~7,000円	2
■ 7,001~8,000円	2
■ 8,001円~	0
合計	9



[公設民営日給制・週労働時間]

■ ~20時間未満	0
□ 20~30時間未満	1
□ 30~40時間未満	3
■ 40時間~	4
■ NA	1
合計	9



3 時給制で働く職員について

▶ 回答736単組中、児童館「あり」と答えた単組は443でした。その中で、直接雇用の月給制をとっていると回答した単組51を抽出しました。この内公設公営は35単組、公設民営は16単組です。

①公設公営で働く時間給職員の賃金と週労働時間の比較

公設公営で働く職員の時間給については、900円以下が8割近くになっています。